

令和 5 年度 第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 1 月 16 日

担当部・課：総務部行政経営課〔内線 4 1 7 2〕

① 件 名
石巻市 P F I 等の手続きに係る附属機関の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>全国の自治体では、公共施設等の更新・統廃合及び長寿命化を計画的に進めるための公共施設等総合管理計画を策定後、施設等の更新時において、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用した整備手法（以下「P F I 等」という。）が増えてきている。</p> <p>本市の公共施設等総合管理計画においても、施設の更新時における P F I 等の活用を検討する旨明示しているが、計画策定当時の公共施設の整備については、財源が災害復旧補助金や復興交付金等のため、直営による整備を進めてきた。</p> <p>復興期間終了後、学校給食センター事業等が具体化され、今後、P F I 等の積極的な活用の検討が求められており、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「P F I 法」という。）の規定による手続を行うに当たっては、専門的見地からの事業手法等への助言や客観的な評価を行う附属機関の設置が必要となる。</p> <p>【目的】</p> <p>本市における P F I 等の手続を進めるに当たり、事業の競争性、公平性、透明性を確保するため P F I 等の導入を検討する事業ごとに、石巻市 P F I 等審査委員会を設置するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号） 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/> 無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 8 年 3 月 公共施設等総合管理計画策定 令和 5 年 2 月 石巻市学校給食センター整備基本計画策定</p>
⑤ 主な内容
<p>1 目 的</p> <p>本市における P F I 等に関し、競争性、公平性及び透明性を確保し、必要な事項を審査するため、P F I 等の導入を検討する事業ごとに、石巻市 P F I 等審査委員会を置く。</p> <p>2 所掌事務</p> <p>(1) P F I 法第 5 条第 1 項に規定する「実施方針」の策定に関すること。 (2) P F I 法第 7 条の規定による「特定事業の選定」に関すること。 (3) P F I 法第 8 条第 1 項の規定による「民間事業者の選定」に関すること。 (4) その他、市における P F I 等に関し必要なこと。</p> <p>3 組 織</p> <p>委員 6 人以上で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱。</p> <p>(1) 学識経験を有する者 (2) 市職員 (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>4 任 期</p> <p>その者の委嘱又は任命に係る「所掌事務」に掲げる事項に関する審査が終了するまで。</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 PF I等の活用に当たり、競争性、公平性及び透明性が確保されるとともに、民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用することができる。</p> <p>【市財政への負担】 委員一人当たり：委員報酬9,500円及び費用弁償</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>【類似委員会等の設置状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苫小牧市 苫小牧市PF I事業等審議会条例（令和2年9月14日施行） ・ 宮城県 民間資金等活用事業検討委員会条例（平成19年4月1日施行） ・ さいたま市 さいたま市PF I等審査委員会条例（平成27年7月7日施行） ・ 久喜市 久喜市PF I等審査委員会条例（令和3年4月1日施行）ほか <p>※個別の事業ごとに条例化している自治体もある。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市PF I等審査委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：公布の日から施行）</p> <p>3月 （仮称）石巻市新学校給食センター整備に係るPF I等審査委員会規則の制定及び同委員会の開催</p>
<p>⑨ その他</p>